

2022年2月24日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所
自主規制部

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

- ・会員の売買審査に関する要件の見直しに伴う「会員における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」の一部改正について

2. 意見提出方法等

- (1) 募集期間：2022年2月24日（木）～ 2022年3月18日（金）
- (2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail
- (3) 提出先

- ① 郵送の場合：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2
証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部
- ② FAXの場合：092-713-1540
- ③ E-mailの場合：pc@fse.or.jp

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ（URL <https://www.fse.or.jp/>）及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 自主規制部

TEL (092) 751-4723

**会員の売買審査に関する要件の見直しに伴う
「会員における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」の一部改正について**

2022年2月24日
証券会員制法人 福岡証券取引所

I. 趣旨

本所は、会員における不公正取引を未然に防止するため、会員に対し、一部の例外を除き原則として、本所が定める抽出基準及び分析に係る項目に従い行う売買審査の実施を求めてきました。

今般、HFTによる取引の拡大をはじめとする市場の複雑化・高度化により会員において起こりうる不公正取引のリスクが多様化していることを踏まえ、会員が一定の要件を満たした売買管理体制を整備していること等を条件に、会員の業態や顧客属性等に応じた抽出基準及び分析に係る項目への変更をより柔軟に認めることとします。会員に求める売買管理体制整備等の要件を定めるため、「会員における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」を一部改正し、所要の整備を行います。

II. 概要

項目	概要	備考
1. 売買審査	<ul style="list-style-type: none">自社の業態、顧客属性等を勘案し、自社で起こりうる不公正取引のリスクに応じた売買管理体制が整備され、当該売買管理体制に関する一定の実効性が確保されることにより、適切な審査結果が得られると認められる場合には、本所が定める抽出基準及び分析に係る項目を変更することができることとします。	<ul style="list-style-type: none">本対応は、日本証券業協会「売買管理等に関するワーキング・グループ」における検討を踏まえたものです。求められる売買管理体制及び当該売買管理体制の実効性確保に関する要件の詳細については、本規則の制定に合わせて会員宛に通知予定の「会員における不公正取引の防止

2. その他	その他所要の改正を行います。	のための売買管理体制に関する規則に係るガイドライン」にて定めることとします。
--------	----------------	--

Ⅲ. 実施時期（予定）

2022年4月4日から施行します。

以上